

# 上桂川漁業協同組合遊漁規則の変更について

## 1 変更の概要

- ・ キャッチアンドリリース区域の設定
- ・ 遊漁料免除内容の変更
- ・ 別記様式に係る項目の削除

## 2 新旧対照表

変更前	変更後												
<p>(遊漁の方法等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間内でなければならない。</p> <p>中略</p>	<p>(遊漁の方法等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲内においてエ欄の区域内及びオ欄の期間内でなければならない。</p> <p>中略</p> <p><b><u>2 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。</u></b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア魚種</th> <th>イ区域</th> <th>ウ期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あまご</td> <td><b><u>仏谷川本流及びその支流（京都市左京区広河原町の桂川本流との合流点から上流）</u></b></td> <td>3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間</td> </tr> </tbody> </table>	ア魚種	イ区域	ウ期間	あまご	<b><u>仏谷川本流及びその支流（京都市左京区広河原町の桂川本流との合流点から上流）</u></b>	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間						
ア魚種	イ区域	ウ期間											
あまご	<b><u>仏谷川本流及びその支流（京都市左京区広河原町の桂川本流との合流点から上流）</u></b>	3月1日から9月30日までの期間内で、組合が定めて公表する期間											
<p><b><u>2 前項の公表は、組合の掲示板及び第7条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとし、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。</u></b></p> <p>中略</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア遊漁する者の区別</th> <th>イ遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b><u>中学生以下の者</u></b></td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>第1項に規定する各料金の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>	ア遊漁する者の区別	イ遊漁料	<b><u>中学生以下の者</u></b>	免除	身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額	<p><b><u>3 前2項の公表は、組合の掲示板及び第7条に規定する遊漁料の納付場所に掲示するものとし、かつ、必要があるときは、京都新聞にこれを掲載するものとする。</u></b></p> <p>中略</p> <p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p> <p>第7条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。この場合の遊漁料は、組合事務所において取扱うものとする。</p> <p><b><u>4 前項の規定による遊漁料を適用しようとするときは、組合は、当該申請者に対し、同項の表のア欄に掲げる者に該当することを証する書類の提示を求めることができる。</u></b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア遊漁する者の区別</th> <th>イ遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b><u>満18歳以下の者</u></b></td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>第1項に規定する各料金の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>	ア遊漁する者の区別	イ遊漁料	<b><u>満18歳以下の者</u></b>	免除	身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額
ア遊漁する者の区別	イ遊漁料												
<b><u>中学生以下の者</u></b>	免除												
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額												
ア遊漁する者の区別	イ遊漁料												
<b><u>満18歳以下の者</u></b>	免除												
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額												
<p>4 略</p> <p>(遊漁承認証等に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、<b><u>別記様式1の遊漁承認証</u></b>（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。但し、年券に限り遊漁承認証を交付するまで</p>	<p>4 略</p> <p>(遊漁承認証等に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、<b><u>遊漁承認証</u></b>を交付するものとする。但し、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、<b><u>仮遊漁承認証</u></b>を発行することができるものと</p>												

の間、別記様式2の仮遊漁承認証（以下「仮遊漁承認証」という。）を発行することができるものとする。

2～6 略  
（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 略  
（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式3の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

中略

する。

2～6 略  
（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 略  
（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(別記様式を全て削除)

中略